

大雪被災に伴う

事業者用の見舞金・災害復旧支援補助金

について

1 大雪被災に伴う、事業者への災害見舞金

○被災状況が分かる写真が複数枚必要になります（被害が1カ所でも遠近で最低2枚必要）

(1) 支給対象者

平成26年2月の大雪により損壊を受けた、市内に事業所を有し、事業実施している事業者。

(2) 支給対象事業

支給対象者が所有し、使用している事業用資産（工場、店舗、事務所、倉庫など）が、大雪で10万円以上の被害を受けた場合。※10万円未満の場合は対象外となります。

※一事業者が所有する複数の事業用資産が被災した場合は、全体を合算した被害額とします。

（1事業者1回のみ支給）

(3) 支給金額

一律5万円（保険補填されたとしても支給します）

(4) 受付期間

平成26年2月25日（火）～平成26年5月30日（金）

2 大雪被災に伴う、事業所の修繕等に対する助成

○被災状況が分かる写真が複数枚必要になります

(1) 支給対象者

平成26年2月の大雪により損壊を受けた、市内に事業所を有し、事業実施している事業者。

(2) 支給対象事業

事業用資産（工場、店舗、事務所、倉庫など）などの再建、補修、修繕で原則として前橋市内の業者による施工に限る。

(3) 支援金の額

修繕費等の金額 (保険補填分は除く)	補助上限 補助率
20万円以上	200万円 2分の1
20万円未満	補助なし

(4) 受付期間

平成26年3月頃～6月30日（予定）

※申請手続等の詳細が決まりましたら、前橋市ホームページ等でご案内いたします。

【受付場所】（助成金・見舞金とも共通）

市庁舎（産業政策課）、前橋プラザ元気21（にぎわい商業課）、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所、前橋商工会議所、前橋東部商工会、富士見商工会
その他、前橋中心商店街協同組合、前橋周辺商店街連絡協議会でも取りまとめます。

【問合せ先】 前橋市役所 商工観光部 産業政策課 産業政策係（市役所12階）

電話027-898-6983（直通）

【受付時間】 平日（月～金）午前8：30～午後5：15（※土日祝日を除く）

平成 年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
申請者 法人名
代表者 (印)
電話 ()
担当者

交付申請書兼請求書

別紙のとおり事業用資産に被害があったことから、前橋市事業者用災害見舞金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 被害状況 被害場所 _____
事業用資産 (工場、店舗、事務所、倉庫など)
の資産の被害額 _____ 円

2 災害見舞金交付申請額 50,000円

3 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 支所・出張所
預金種別及び 口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 No. <input type="checkbox"/> 当座	
(フリガナ) 口座名義人		

※振込口座が確認できる通帳のコピーもお願いします。

4 代理人欄※申請者本人が本申請書を提出できない場合に記入

委任者	所在地 法人名 代表者 (印)
下記の者を代理人と定め、前橋市事業者用災害見舞金の申請に関する権限を委任します。 平成 年 月 日	
代理人	住所 氏名 (印)

5 添付書類

(1) 被害状況が確認できる写真

被害状況を確認する必要がある場合は、前橋市役所職員が現地調査を実施しますのでご承知おきください。

記入例

平成 年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地 前橋市大手町二丁目12-1
法人名 (株)群馬前橋工業
代表者 代表取締役 前橋 太郎 (印)
電話 ()
担当者

申請者
ゴム印可

代表者印

交付申請書兼請求書

別紙のとおり事業用資産に被害があったことから、前橋市事業者用災害見舞金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

添付写真の所在地を記入してください。

被害の概算額を記入してください。

1 被害状況 被害場所 前橋市大手町一丁目〇〇-〇〇
事業用資産 (工場、店舗、事務所、倉庫など)
の資産の被害額

500,000 円

該当する所に丸をつけてください。

2 災害見舞金交付申請額 50,000円

申請者名義の口座を記入してください。

3 振込先口座

金融機関名	〇〇	銀行 信用金庫 信用組合・農協	〇〇	本店・支店 支所・出張所
預金種別及び 口座番号	■普通 □当座	No. 0123456		
(フリガナ) 口座名義人	カ) グンママエバシコウギョウ (株)群馬前橋工業			

※振込口座が確認できる通帳のコピーをお願いします。

次の欄は、代理人が本申請書を持参する場合、記入してください。

4 代理人欄※申請者本人が本申請書を提出できない場合に記入

委任者 所在地
法人名
代表者

(印)

下記の者を代理人と定め、前橋市事業者用災害見舞金の申請に関する権限を委任します。

平成 年 月 日

代理人 住所
氏名

(印)

5 添付書類

(1) 被害状況が確認できる写真

被害状況を確認する必要がある場合は、前橋市役所職員が現地調査を実施しますのでご承知おきください。

前橋市事業用災害見舞金・災害復旧支援補助金に関するQ & A

【H26. 2. 24現在】

Q1 見舞金の対象となる被害額が10万円以上となっているが、何によって金額を確認するのか？

A1 被害額については、自己申告といたします。必要に応じて市職員が現地を確認するなどの対応をいたします。

Q2 賃貸物件によって事業をしている場合で、事業所に被害があったが、見舞金の対象になるか？

A2 賃貸物件で事業をしている場合、事業主の所有する事業用資産（店舗の看板、下屋、機械設備等で事業主の所有する物）について、被害が10万円以上あれば、見舞金の対象となります。大家所有の資産については、事業主の見舞金の対象ではありません。
※大家さんは申請できます。【Q7 参照】

Q3 店舗併用住宅の場合、住宅部分に被害があった時は、見舞金の対象になるか？

A3 店舗併用住宅の場合は、事業用に関する資産の部分のみ対象となり、その被害額が10万円を超える時に事業所用の見舞金の対象となります。

Q4 店舗併用住宅の場合で、カーポートの被害は、事業者に対する見舞金の対象になるか？

A4 店舗併用住宅のカーポートは「前橋市大雪被災見舞金（カーポート等用）※窓口は危機管理室」での対応となりますので、原則としては事業者向けの見舞金では対象となりません。

なお、カーポートが事業活動のみに利用されている場合（工事車両、営業車のみを停めているなど）は、事業者向けの見舞金の対象とします。

「前橋市大雪被災見舞金（カーポート等用）」の給付を受ける場合でも、カーポートを除く資産のうち、事業用の資産の被害額が10万円以上あれば、事業者に対する見舞金の対象となります。※2つの見舞金は併給出来ます。

Q5 事業用資産とは何を指すか？

A5 事業に使用している、工場、店舗、事務所、倉庫、車両、たな卸し資産、看板（事業所に設置してあるもの ※野立て看板は対象外）を指します。

Q6 事業所修繕の助成金との併用はできるか？

A6 出来ます。見舞金は被害を被ったことに対するもの、助成金は再建、修繕等に関する支援で、それぞれ別の考え方の制度です。

※助成金の制度については、現在調整中です。

Q7 県外の方が持ち主の店舗に、被害があった場合、事業をしていない大家（大家として賃貸業はしているが。）から申請があった場合でも見舞金の対象となるか？

A7 上記の場合は大家さんの申請で対象とします。なお、借家人さんが申請する場合は、借家人さんの所有する物件に係る被害のみ対象です。